

シ組合側(評議員)ノ要求ヲ容ル、特ハ營業継続スル能ハスト  
 テ固執セル爲メ遂ニ決裂セリ  
 四路警察取締  
 交渉決裂ニヨリ向島太平洋商署ニ於テハ配達班ノ常套手帳タル  
 行動隊ノ動員ヲ慮リ推移重視中ナリ  
 右及申(通)報候也

6. 7. 1  
 2678

第 二 六 二 九 號

昭和六年六月二十九日

警視總監 高 橋 守 雄

内務大臣 安達謙藏殿  
 社 會 局 長 官 殿

東京日本錦糸橋七張所労働争議ニ関スル件

「日本労働」

(第三報) 解決

要旨

此労働争議ハ六月二十七日會見ニ於テ是レ迄ノ交渉ナク、六月二十六日會見所、結果是レノ様様ニ  
 交渉ニシテ解決ナリ

標記争議ハ六月二十六日解決セリ。状況左記ノ通

記